（証券コード 2919）
平成29年６月６日

株　主　各　位

福岡市西区今宿青木1042番地１
株式会社　マ　ル　タ　イ
代表取締役社長　見　藤　　史　朗

第54期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第54期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月22日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月23日（金曜日）午前10時

２．場　　所　福岡市西区今宿青木1042番地１
マルタイ本社ビル　３階
（末尾の会場ご案内略図をご参照下さい。）

３．目的事項

報 告 事 項　第54期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の配当の件

第２号議案　株式併合の件

第３号議案　取締役８名選任の件

第４号議案　監査役２名選任の件

第５号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.marutai.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府及び日銀による経済政策を背景に、緩やかな景気回復基調が続きましたが、中国経済の鈍化、英国のＥＵ離脱問題、米国大統領選挙、為替相場の動向及び消費税率引上げの延期等により、依然として先行きに不透明感を残す状況で推移しました。

食品業界、特に即席めん業界では、消費者の生活防衛意識は変わらず、低価格志向が続くことで競争は激しさを増し、また、雇用の改善に伴う人手不足・労働コストの上昇等もあり、厳しい経営環境が継続しました。

このような状況の中で、当社は主力製品である棒ラーメンや皿うどんの販売拡大を目指すとともに、コスト削減を含む経営効率化に取り組んでまいりました。

その結果、販売拡大策の浸透により、特に皿うどんの販売が堅調に推移するとともに、震災による需要増もあり、カップめん等の販売も増加し、売上高は7,973百万円（前期比2.0％増）となりました。

また、損益面につきましては、売上増加に加え、原材料費及び製造経費の低減等により、営業利益は374百万円（前期比40.8％増）、経常利益は412百万円（前期比42.5％増）、当期純利益は408百万円（前期比37.2％増）となりました。

＜当事業年度中の新発売製品＞

平成28年８月	棒ラーメン	一幸舎監修棒ラーメン
	皿うどん	※四海樓監修長崎皿うどん
11月	カップめん	縦型マルタイラーメン
平成29年１月	カップめん	※長崎ちゃんぽん
３月	皿うどん	※パリパリサラダ麺
	皿うどん	※太麺皿うどん

（※印はリニューアル発売製品）

(2) 設備投資等の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は170百万円で、その主なものは次のとおりであります。

当事業年度中に完成した主要設備

佐賀工場製造設備の改善工事

(3) 会社の対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されていますが、地政学的リスクが高まっており、海外経済の不確実性や金融市場の変動の影響に留意する必要があります。

食品業界、特に即席めん業界においては、依然として価格競争が激しい中で、品質に対する関心が高まっており、食の安全・安心への対策強化や人手不足・労働コストの上昇等、厳しい経営環境が続くことが想定されます。

このような状況のもと、当社は以下の事項を対処すべき重要な課題として施策に取り組んでまいります。

① 製品の品質と安全性の確保

食品企業の最重要課題である「品質と安全・安心の確保」に向け、ISOとJASの公的な基準を踏まえ、製品の品質管理の徹底を図るとともに、製造工程の安全性確保に取り組んでまいります。

② 経営効率の向上

厳しい競争の中で利益を確保できる企業体質を目指し、原材料調達の見直しや生産・在庫・物流の効率化等により、より一層のコスト削減を図るとともに、主力製品である棒ラーメンと皿うどんの販売拡大を基本戦略に据え、経営効率を重視した営業活動を推進してまいります。

③ 製品開発力の強化

消費者ニーズを調査・把握し、付加価値の高い新製品を開発し、販売してまいります。開発に際しては、味の追求はもちろんのこと、製法改善等による原価低減を図りながら、お客さまに満足いただき、末永く支持される新製品を市場に投入してまいります。

④ 人材育成と組織力向上

企業価値を向上させる原動力は人材であるとの理念のもと、社員がより効率的かつ効果的に業務遂行ができ、仕事を通して自己成長を実感できるように、より一層人材育成に努めてまいります。また、組織間における連携強化や人材交流等、組織力の向上にも注力してまいります。

⑤　設備投資の適正化

会社の持続的成長のためには、販売量の増大に伴う製造設備の増強や設備の老朽化に伴う更新等の投資が必要となります。今後の投資計画では、事業環境や収支への影響に注意を払いながら、投資の規模やタイミングを見極め、設備投資の適正化を図ってまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区　分	平成25年度 第 51 期	平成26年度 第 52 期	平成27年度 第 53 期	平成28年度 (当期)第 54 期
売 上 高(千円)	7,508,865	7,210,895	7,814,652	7,973,857
経常利益(千円)	△592,316	△228,708	289,307	412,248
当期純利益(千円)	△579,468	△228,190	297,386	408,060
1株当たり当期純利益(円)	△60.64	△23.88	31.12	42.70
総 資 産(千円)	8,638,054	8,495,084	8,789,888	9,107,949
純 資 産(千円)	6,878,334	6,621,259	6,856,952	7,238,551

(注)△は損失を示しております。

(5) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

当社は即席めん等の製造販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年３月31日現在）

名　称	所　在　地	名　称	所　在　地
福 岡 工 場	福　岡　県	大 阪 営 業 所	大　阪　府
佐 賀 工 場	佐　賀　県	名古屋営業所	愛　知　県
福 岡 営 業 所	福　岡　県	東 京 営 業 所	東　京　都
広 島 営 業 所	広　島　県		

(7) 使用人の状況（平成29年３月31日現在）

使　用　人　数	前期末比増減数
162名	２名減

２．会社の株式に関する事項（平成29年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　13,750,000株

(2) 発行済株式の総数　　9,555,420株（自己株式54,580株を除く。）

(3) 株主数　　712名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
西部瓦斯株式会社	3,205,000株	33.54%
サンヨー食品株式会社	1,925,000株	20.15%
株式会社福岡銀行	416,550株	4.36%
凸版印刷株式会社	308,000株	3.22%
丸東産業株式会社	258,500株	2.71%
株式会社シマ・クリエイティブハウス	219,000株	2.29%
藤田喜代子	210,000株	2.20%
大陽製粉株式会社	209,000株	2.19%
株式会社福岡中央銀行	192,000株	2.01%
日本トーカンパッケージ株式会社	171,000株	1.79%

（注）持株比率は自己株式（54,580株）を控除して計算しております。

３．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年３月31日現在）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
見藤　史朗	取締役社長(代表取締役)	
柿本　公之	専務取締役(管理本部長)	
安達　誠	常務取締役(営業本部長兼営業部長)	
中園　秀樹	常務取締役(製造本部長兼研究開発部長)	
後藤　松二	取締役(品質保証部長)	
外尾　義則	取締役(製造部長)	
二宮　浩	取締役	サンヨー食品㈱執行役員経営企画部長
小幡　修	取締役	㈱ふくおかフィナンシャルグループ顧問
奥村　清和	常勤監査役	
藤本　周二	監査役	エスペランサ税理士法人理事長 藤本公認会計士事務所所長 エスペランサコンサルティング㈱代表取締役 九州M&Aサポート㈱代表取締役
平島孝三郎	監査役	西部瓦斯㈱代表取締役副社長執行役員

(注) １．取締役二宮浩氏及び小幡修氏は、社外取締役であります。
　　２．監査役藤本周二氏及び平島孝三郎氏は、社外監査役であります。

３．監査役藤本周二、監査役平島孝三郎の２氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
・監査役藤本周二氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
・監査役平島孝三郎氏は、西部瓦斯株式会社に長年勤務し、平成24年４月から平成27年３月まで、西部瓦斯株式会社の常務執行役員として、また、平成27年４月から平成29年３月まで西部瓦斯株式会社の代表取締役副社長執行役員としての要職に就いております。
４．当社は社外取締役小幡修氏及び社外監査役藤本周二氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏　　名	退　任　日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
原　田　　浩	平成28年６月17日	任期満了	代表取締役社長

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役	9名	88,129千円
（うち社外取締役）	（2名）	(5,009千円)
監査役	3名	16,098千円
（うち社外監査役）	（2名）	(3,886千円)
合計	12名	104,228千円
（うち社外役員）	（4名）	(8,896千円)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人兼務部分に対する給与等相当額32百万円は含まれておりません。

2. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。

・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額20百万円（取締役８名に対し20百万円（うち社外取締役２名に対し１百万円））。

・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額９百万円（取締役８名に対し８百万円（うち社外取締役２名に対し0.4百万円）、監査役３名に対し１百万円（うち社外監査役２名に対し0.5百万円））。

3. 取締役の報酬限度額は、平成28年６月17日開催の第53期定時株主総会において年額１億２百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

4. 監査役の報酬限度額は、平成28年６月17日開催の第53期定時株主総会において月額1.5百万円以内と決議いただいております。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成28年６月17日開催の第53期定時株主総会決議に基づき、退任した取締役に対し支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

・取締役１名に対し10百万円

（金額には、上記①及び過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額として、取締役１名７百万円が含まれております。）

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役　二宮浩

ア．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

サンヨー食品株式会社執行役員経営企画部長であります。サンヨー食品株式会社は、当社の大株主であり、当社は同社に製品の製造委託をしております。

イ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催された、取締役会11回のうち10回に出席しており、必要に応じ経験豊かな会社経営者の観点から発言を行っております。

ウ．責任限定契約の内容の概要

当社と二宮浩氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

② 取締役　小幡修

ア．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社ふくおかフィナンシャルグループ顧問であります。株式会社ふくおかフィナンシャルグループと当社との間には特別の関係はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催された、取締役会11回のうち８回に出席しており、必要に応じ経験豊かな会社経営者の観点から発言を行っております。

ウ．責任限定契約の内容の概要

当社と小幡修氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 監査役　藤本周二

ア．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

エスペランサ税理士法人理事長及び藤本公認会計士事務所所長並びにエスペランサコンサルティング株式会社代表取締役、九州M&Aサポート株式会社代表取締役であります。エスペランサ税理士法人及び藤本公認会計士事務所並びにエスペランサコンサルティング株式会社、九州M&Aサポート株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催された、取締役会11回のうち10回、監査役会６回全てに出席しており、必要に応じ公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。

ウ．責任限定契約の内容の概要

当社と藤本周二氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

④　監査役　平島孝三郎

ア．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

西部瓦斯株式会社代表取締役副社長執行役員であります。西部瓦斯株式会社は、当社の大株主であります。

イ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催された、取締役会11回のうち９回、監査役会６回全てに出席しており、必要に応じ経験豊かな会社経営者の観点から発言を行っております。

ウ．責任限定契約の内容の概要

当社と平島孝三郎氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

４．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　　20,000千円

（注）①当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

②監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査実施状況、報酬見積り等を確認した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第１項の同意を行いました。

・会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　20,000千円

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合には、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分等の内容の概要

①処分の対象者

新日本有限責任監査法人

②処分の内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止　3月

（平成28年1月1日から同年3月31日まで）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

③処分の理由

・運営が著しく不当と認められたため

５．会社の体制及び方針

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関し、当社の基本方針を次のとおり決定いたしました。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に定める決定事項の審議・決定や報告事項の報告を通じて、取締役が法令及び定款その他社内規程に適合した職務執行を行うことを管理・監督する。

イ 監査役は、原則取締役会に出席し、取締役の業務執行を監査する。

ウ 公正性、透明性、迅速性のある経営体制の確立のため、取締役は法令、定款、規程等を遵守する企業風土の醸成と各種リスクの回避に努める。

エ 監査部は、各部門の業務執行が法令・定款に適合しているか内部監査を行う。

オ 法令、定款、規程等に反する行為等を早期に発見し、是正することを目的に内部通報制度を設ける。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

ア 取締役の職務執行・意思決定に係る情報を会議議事録及び申請書等に保存する。

イ 監査役は、当該文書を閲覧できる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア 購買管理関係規程、販売管理関係規程、経理関係規程、その他の各種管理規程に基づき損失の危険の管理を徹底する。

イ 平常時及び緊急時のリスク管理体制を整備し、損害発生の未然防止並びに損害発生時の被害極小化及び情報の適正開示を図る。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア 定例の取締役会の他、社長を議長とする経営会議を毎月開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る審議・報告を行う。

イ 年次業務計画を定め、達成すべき目標を明確にし、進捗状況を取締役会に報告する。

ウ 取締役の報酬の一部には、役員賞与として業績を反映させる。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

ア　監査役会及び監査役の業務の補佐は、監査部が行う。

⑥　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

ア　監査部役職者の人事を行う場合は、監査役の同意を得る。

イ　監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査部所属の使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

⑦　取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

ア　取締役及び使用人は、直接又は監査部を経由して、次の事項を監査役会又は監査役に報告する。

（ア）　会社に著しい損害を及ぼすおそれのある場合は、その事実

（イ）　法令もしくは定款に違反する行為をするおそれのある場合は、その事実

（ウ）　会社の経営又は業績に大きく影響を及ぼす重要な事項

（エ）　内部通報制度に基づく通報の状況

（オ）　監査役会又は監査役が、監査上有用と認め報告を求めた事項

イ　報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止する。

⑧　監査役監査の実効性確保のための体制

ア　監査役が毎年策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査を実施できる体制を整える。

イ　監査役が職務を執行する上で、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。

⑨　財務報告の信頼性を確保するための体制

ア　財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行うとともに、当該システムと金融商品取引法及びその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

⑩　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

ア　市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係をもたず、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。

【業務の適正を確保するための体制の運用の状況】

当社の当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりです。

①　取締役の職務の執行体制

取締役会を11回、経営会議を17回開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の審議・決議を行うとともに、取締役の職務の執行状況について監督を行いました。

②　監査役の監査体制

監査役は、取締役会の他、経営会議、事業リスク管理委員会等の重要な会議に出席するとともに、取締役等から業務執行の状況について聴取しております。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の運用状況を、監査部が実施する内部統制監査を通じて確認しております。

③　コンプライアンスの推進ならびにリスクの管理

従業員等の法令遵守状況や各種リスクの発生状況について調査するとともに、事業リスク管理委員会を２回開催し、問題の早期発見と改善措置に取り組みました。また、全社員に向けてコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に努めました。

（本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。）

貸 借 対 照 表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**4,114,205**	**流動負債**	**1,499,598**
現金及び預金	962,951	支払手形	262,565
売掛金	1,837,563	買掛金	589,153
有価証券	800,000	リース債務	8,328
製品	190,192	未払金	450,400
仕掛品	51,924	未払費用	31,526
原材料	56,038	未払法人税等	50,221
貯蔵品	1,403	未払消費税等	17,887
前払費用	6,211	預り金	16,847
繰延税金資産	89,775	賞与引当金	52,089
未収入金	117,783	役員賞与引当金	20,578
その他	361	**固定負債**	**369,799**
固定資産	**4,993,743**	リース債務	49,991
有形固定資産	**4,169,495**	繰延税金負債	161,805
建物	1,871,444	退職給付引当金	118,270
構築物	111,069	役員退職慰労引当金	39,732
機械及び装置	861,726	**負債合計**	**1,869,398**
車両運搬具	468	**純資産の部**	
工具器具備品	14,006	**株主資本**	**7,028,636**
土地	1,255,079	**資本金**	**1,989,630**
リース資産	55,701	**資本剰余金**	**1,989,711**
無形固定資産	**34,596**	資本準備金	1,989,711
ソフトウエア	27,026	**利益剰余金**	**3,080,952**
その他	7,569	利益準備金	66,793
投資その他の資産	**789,651**	その他利益剰余金	3,014,159
投資有価証券	690,506	特別償却準備金	11,912
出資金	80	固定資産圧縮積立金	171,449
従業員長期貸付金	1,856	別途積立金	2,225,000
長期前払費用	9,710	繰越利益剰余金	605,796
その他	87,498	**自己株式**	**△31,657**
		評価・換算差額等	**209,914**
		その他有価証券評価差額金	**209,914**
		純資産合計	**7,238,551**
資産合計	**9,107,949**	**負債純資産合計**	**9,107,949**

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		**7,973,857**
売　上　原　価		**4,623,350**
売　上　総　利　益		**3,350,507**
販売費及び一般管理費		**2,976,331**
営　業　利　益		**374,176**
営　業　外　収　益		
受取利息・配当金	10,834	
雑　収　入	30,356	41,190
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	34	
雑　損　失	3,084	3,118
経　常　利　益		**412,248**
特　別　利　益		
ゴルフ会員権売却益	375	375
特　別　損　失		
固定資産除却損	1,939	1,939
税引前当期純利益		**410,684**
法人税、住民税及び事業税	57,510	
法人税等調整額	△54,886	2,624
当　期　純　利　益		**408,060**

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
					特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,989,630	1,989,711	1,989,711	66,793	15,875	176,660	2,225,000	284,116	2,768,446	△31,657	6,716,130
当期変動額											
剰余金の配当								△95,554	△95,554		△95,554
特別償却準備金の取崩					△3,963			3,963	－		－
固定資産圧縮積立金の取崩						△5,210		5,210	－		－
当期純利益								408,060	408,060		408,060
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	－	－	－	－	△3,963	△5,210	－	321,679	312,506	－	312,506
当期末残高	1,989,630	1,989,711	1,989,711	66,793	11,912	171,449	2,225,000	605,796	3,080,952	△31,657	7,028,636

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	140,821	140,821	6,856,952
当期変動額			
剰余金の配当			△95,554
特別償却準備金の取崩			－
固定資産圧縮積立金の取崩			－
当期純利益			408,060
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	69,092	69,092	69,092
当期変動額合計	69,092	69,092	381,598
当期末残高	209,914	209,914	7,238,551

個　別　注　記　表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券	償却原価法(定額法)
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

製品、原材料、仕掛品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～38年
機械及び装置	10年

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウエア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（５年）による定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

なお、当期の繰入額はありません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

４．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

【会計方針の変更に関する注記】

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる計算書類に与える影響は軽微であります。

【追加情報の注記】

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

【貸借対照表に関する注記】

１．有形固定資産の減価償却累計額	3,312,642千円
２．担保に供している資産	
建物	115,369千円
土地	37,698千円
計	153,068千円
３．関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	110,178千円
短期金銭債務	327,592千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	11,013千円
仕入高	1,848,705千円
原材料有償支給高	675,603千円
販売費及び一般管理費	42,739千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1．当事業年度の末日における発行済株式及び自己株式の数

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	9,610,000	－	－	9,610,000
合　　計	9,610,000	－	－	9,610,000
自己株式				
普通株式	54,580	－	－	54,580
合　　計	54,580	－	－	54,580

2．当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決　　議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月17日定時株主総会	普通株式	95,554千円	10円	平成28年3月31日	平成28年6月20日

3．当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月23日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	95,554千円	10円	平成29年3月31日	平成29年6月26日

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	6,650千円
未払事業所税	1,239千円
賞与引当金	15,991千円
退職給付引当金	36,089千円
役員退職慰労引当金	12,138千円
有価証券評価損	6,289千円
会員権評価損	610千円
繰越欠損金	133,329千円
その他	256千円
小計	212,593千円
評価性引当額	△116,799千円
繰延税金資産合計	95,794千円
繰延税金負債	
特別償却準備金	△5,244千円
固定資産圧縮積立金	△75,262千円
その他有価証券評価差額金	△87,318千円
繰延税金負債合計	△167,824千円
繰延税金資産又は繰延税金負債(△)の純額	△72,030千円

【金融商品に関する注記】

1．金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については、主に自己資金によっております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については定期的に把握を行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	962,951	962,951	－
(2)売掛金	1,837,563	1,837,563	－
(3)有価証券	800,000	800,000	－
(4)投資有価証券	686,506	686,506	－
(5)支払手形	(262,565)	(262,565)	－
(6)買掛金	(589,153)	(589,153)	－
(7)未払金	(450,400)	(450,400)	－

(*)負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注１） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券、(4)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

譲渡性預金については、短期間に決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 支払手形、(6) 買掛金、(7) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２） 非上場株式(貸借対照表計上額4,000千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

【関連当事者との取引に関する注記】

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	サンヨー食品株式会社	被所有 直接 20.19%	役員の兼任等 袋めん及びカップめんの製造委託	原材料の有償支給 製品の仕入	675,603 1,828,807	未収入金 買掛金	109,927 325,186

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)１．取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

２．原材料の有償支給は、市場価格から算定した価格及び総原価をサンヨー食品株式会社と協議の上、決定しております。

３．製品の仕入は、当社製品の市場価格から算定した価格及びサンヨー食品株式会社から提示された総原価を検討の上、決定しております。

【１株当たり情報に関する注記】

１．１株当たり純資産額　　757円53銭

２．１株当たり当期純利益　　42円70銭

【その他の注記】

記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月10日

株式会社　マ　ル　タ　イ
　取 締 役 会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　東　能　利　生　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　矢　野　真　紀　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社マルタイの平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの第５４期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの第５４期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以　上

平成29年５月11日

株式会社マルタイ　監査役会

常勤監査役　奥 村 清 和 ㊞

社外監査役　藤 本 周 二 ㊞

社外監査役　平島孝三郎 ㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、株主の皆様への安定配当の維持を基本とし、当期の業績、今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

また、内部留保資金につきましては、一段の企業体質の強化と今後の事業展開資金として活用し、業績の向上に努める所存であります。

（１）　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金10円　　総額95,554,200円

（２）　剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月26日

第２号議案　株式併合の件

１．株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に100株に集約することを目指しております。

当社は福岡証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位（５万円以上50万円未満）の水準にするとともに、発行済株式の適正化を図ることを目的として、株式併合（５株を１株に併合）を実施いたします。

２．併合の割合

当社普通株式について、５株を１株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合後の発行済株式総数は1,922,000株となります。

また、株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

３．株式併合の効力発生日

平成29年10月１日

４．効力発生日における発行可能株式総数

2,750,000株

第３号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	見藤史朗（みとうしろう） (昭和33年１月12日生)	昭和56年４月　西部瓦斯㈱入社 平成19年７月　同社総務広報部広報室長 平成23年４月　同社エネルギー統轄本部長崎支社佐世保支店長 平成25年４月　同社理事長崎支社佐世保支店長 平成26年４月　同社理事東京事務所長 平成27年４月　同社執行役員東京事務所長 平成28年４月　当社顧問 平成28年６月　当社代表取締役社長 （現在に至る）	5,000株
2	安達誠（あだちまこと） (昭和35年２月19日生)	平成４年２月　当社入社 平成11年４月　当社大阪営業所長 平成16年８月　当社福岡営業所長 平成18年４月　当社九州統括兼福岡営業所長 平成19年４月　当社取締役　営業推進部長兼九州地区統括兼福岡営業所長 平成20年２月　当社取締役　営業推進部長兼九州地区統括 平成20年９月　当社取締役　営業推進部長 平成24年４月　当社取締役　営業部長 平成25年６月　当社取締役　営業部長兼マーケティング部長 平成26年３月　当社取締役　営業部長兼マーケティング部長兼販売促進室長 平成27年６月　当社取締役　営業本部長兼営業部長兼マーケティング部長兼販売促進室長 平成27年９月　当社取締役　営業本部長兼営業部長 平成28年６月　当社常務取締役　営業本部長兼営業部長 （現在に至る）	5,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	中園秀樹 (昭和31年２月23日生)	昭和54年４月　当社入社 平成11年５月　当社熊本営業所長 平成13年２月　当社長崎営業所長 平成17年９月　当社市場開発室長 平成19年４月　当社取締役　市場開発室長兼関連事業室長 平成22年11月　当社取締役　関連事業室長 平成24年４月　当社取締役　マーケティング部長 平成25年６月　当社取締役　研究開発部長 平成28年６月　当社常務取締役　研究開発部長 平成29年３月　当社常務取締役　製造本部長兼研究開発部長 （現在に至る）	5,000株
4	後藤松二 (昭和34年４月25日生)	昭和60年２月　当社入社 平成13年２月　当社福岡営業所長 平成16年８月　当社大阪営業所長 平成18年４月　当社東京・名古屋地区統括兼東京営業所長 平成20年４月　当社取締役　営業本部東京・名古屋地区統括 平成22年11月　当社取締役　市場開発室長 平成24年４月　当社取締役　生産管理部長 平成26年９月　当社取締役　製造本部部長 平成27年４月　当社取締役　品質保証部長 （現在に至る）	2,100株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	外尾義則（ほかおよしのり） (昭和30年４月15日生)	昭和53年４月　西部瓦斯㈱入社 平成18年７月　同社北九州工場長 平成20年７月　同社導管保安部保安推進室長 平成21年７月　同社防災保安部長 平成22年７月　当社出向新工場プロジェクト室部長 平成25年４月　当社製造部長 平成25年５月　当社製造部長兼福岡工場長 平成26年６月　当社取締役　製造部長兼福岡工場長 平成27年１月　当社取締役　製造部長 平成27年６月　当社取締役　製造本部長兼製造部長 平成29年３月　当社取締役　製造部長 （現在に至る）	1,000株
6	二宮浩（にのみやひろし） (昭和35年７月３日生)	昭和58年４月　㈱東京銀行入行 平成17年３月　㈱東京三菱銀行　イスタンブール駐在員事務所　所長 平成18年１月　㈱三菱東京UFJ銀行　イスタンブール駐在員事務所　所長 平成20年４月　㈶国際金融情報センター出向 平成23年４月　㈱三菱東京UFJ銀行　国際企画部　上席調査役 平成24年５月　サンヨー食品㈱出向　経理部長 平成26年６月　同社執行役員　経理部長 平成27年６月　当社取締役（現在に至る） 平成29年３月　サンヨー食品㈱執行役員　経営企画部長 （現在に至る）	一株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
7	小幡（おばた）　修（おさむ） （昭和23年10月21日生）	昭和47年４月　㈱福岡銀行入行 平成９年４月　同行西新町支店長 平成12年７月　同行法人営業部長 平成14年４月　同行営業統括部長 平成14年６月　同行取締役　営業統括部長兼国際部長 平成14年10月　同行取締役　営業統括部長 平成15年４月　同行取締役　本店営業部長 平成17年４月　同行常務取締役　福岡地区本部長 平成18年４月　同行常務取締役 平成18年６月　同行取締役　常務執行役員 平成18年11月　同行取締役　専務執行役員 平成19年４月　㈱ふくおかフィナンシャルグループ取締役 平成21年４月　㈱福岡銀行取締役専務執行役員九州営業本部長 ㈱ふくおかフィナンシャルグループ取締役執行役員 平成22年４月　㈱福岡銀行取締役副頭取（代表取締役）　北九州代表 平成24年４月　㈱親和銀行　取締役頭取（代表取締役） 平成26年４月　同行　顧問 ㈱ふくおかフィナンシャルグループ顧問（現在に至る） 平成27年６月　当社取締役 （現在に至る）	1,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
8	※ 吉留（よしどめ）　郁（かおる） （昭和34年４月28日生）	昭和59年４月　西部瓦斯㈱入社 平成21年６月　西部ガス設備工業㈱出向 平成23年４月　西部ガスエネルギー㈱出向 平成26年７月　(公財)福岡労働衛生研究所出向 平成27年４月　西部瓦斯㈱理事就任 (公財)福岡労働衛生研究所出向 平成29年４月　当社顧問 （現在に至る）	―株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。

２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．二宮浩氏及び小幡修氏は、社外取締役候補者であります。

４．(1)二宮浩氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

サンヨー食品㈱の執行役員経営企画部長に就いておられ、その豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2)小幡修氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

平成22年４月から平成24年４月まで、㈱福岡銀行の取締役副頭取として、平成24年４月から平成26年４月までは、㈱親和銀行の取締役頭取としての要職に就いておられ、その豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

５．二宮浩氏及び小幡修氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって両氏共に２年となります。

６．二宮浩氏は、サンヨー食品㈱の執行役員として過去２年間報酬を受けていました。同社は当社の主要な取引先（特定関係事業者）に該当いたします。

７．当社は、二宮浩氏及び小幡修氏との間で責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としており、二宮浩氏及び小幡修氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

８．当社は、小幡修氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第４号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって監査役を辞任されます奥村清和氏及び平島孝三郎氏の補欠として、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	※ 関（せき）　光雄（みつお） （昭和32年10月16日生）	昭和57年４月　西部瓦斯㈱入社 平成22年７月　同社人事労政部人事サービス室長 平成25年７月　エスジーグリーンハウス㈱出向 平成29年４月　当社顧問 （現在に至る）	―株
2	※ 藤本（ふじもと）　亨（とおる） （昭和31年11月11日生）	昭和56年４月　西部瓦斯㈱入社 平成19年７月　同社長崎支社営業部長 平成20年４月　同社エネルギー統轄本部長崎支社営業部長 平成23年４月　同社エネルギー統轄本部お客さま・市場開発本部長 平成24年４月　同社理事エネルギー統轄本部お客さま・市場開発本部長 平成25年４月　同社執行役員住宅エネルギー本部長 平成26年４月　同社執行役員福岡支社長 平成27年４月　同社常務執行役員福岡支社長 平成29年４月　同社副社長執行役員 （現在に至る）	―株

（注）１．※印は、新任の監査役候補者であります。

２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．藤本亨氏は、社外監査役候補者であります。

４．藤本亨氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。

現在西部瓦斯㈱副社長執行役員の要職にあり、西部瓦斯㈱で培われた経営能力及び経験並びに高い見識を監査に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

5．当社は、藤本亨氏が社外監査役に選任された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。

第５号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、取締役を退任されます柿本公之氏、及び監査役を辞任されます奥村清和氏並びに平島孝三郎氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

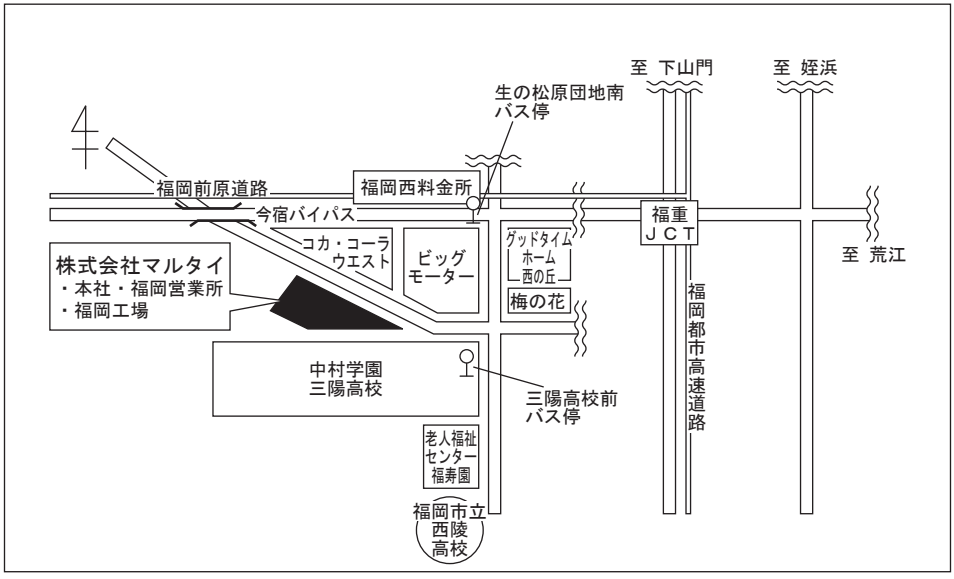
氏　　名	略　　歴
柿本　公之（かきもと　ひろゆき）	平成24年６月　当社常務取締役 平成28年６月　当社専務取締役 （現在に至る）
奥村　清和（おくむら　きよかず）	平成26年６月　当社常勤監査役 （現在に至る）
平島　孝三郎（ひらしま　たかさぶろう）	平成27年６月　当社社外監査役 （現在に至る）

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内　略図

福 岡 市 西 区 今 宿 青 木 1 0 4 2 番 地 1
マルタイ本社ビル　３階
電話（092）807－0711
（交通のご案内：生の松原団地南バス停より徒歩約７分
福重ジャンクションより車で約５分）



◎　当日当社では、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承下さいますようお願い申し上げます。